

売 買 契 約 書 (案)

1 品名及び数量 小型無人航空機（ドローン）1機及び関連機材一式

2 仕 様 仕様書のとおり

3 契 約 金 額 ￥ . -

(うち消費税及び地方消費税の額 ￥ . -)

(注)「消費税及び地方消費税の額」は、消費税法第28条第1項及び第29条の規定により算出したもの並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定により算出されたもので、契約金額に110分の10を乗じて得た額である。

4 納 入 期 限 令和8年3月27日（金）まで

5 納 入 場 所 石川県金沢市内灘町字大学1丁目2番地1 内灘町役場6階
北陸農政局河北潟周辺農地防災事業所

6 契 約 保 証 金 免除

上記品名及び数量（以下「物件」という。）について、買主 分任支出負担行為担当官北陸農政局河北潟周辺農地防災事業所長 原田 正人（以下「甲」という。）と、売主（以下「乙」という。）とは、上記各項及び次の契約条項により契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

契 約 条 項

（目的）

第1条 乙は、この契約書及び仕様書に基づき、頭書の物件を頭書の契約金額をもって上記のとおり納入する。

（納入期限の延長）

第2条 乙は、頭書の納入期限までに物件を完納することができないときは、あらかじめ、甲に対し遅滞の理由及び引き渡し見込日を明らかにした書面を提出し、期限延長の承認を求めなければならない。

（延滞金）

第3条 甲は、乙の責に帰する事由により、頭書の納入期限までに物件の完納ができない場合において、その後甲の定める期限までに完納できる見込みがあるときは、乙に対し延滞金を請求することができ

る。ただし、その遅滞が天災地変等やむを得ない理由によるときは、この限りではない。

- 2 前項の延滞金は、納入期限の翌日から納入日までの遅滞日数 1 日につき契約金額に民法第 404 条第 4 項に規定する各期における法定利率を乗じて計算した額とする。ただし、その金額が 100 円未満であるときは、この限りではない。
- 3 第 1 項の延滞金の請求は、甲がこの契約を解除した場合における違約金の請求を妨げるものではない。

(検査)

- 第 4 条 乙は、物件の納入をしようとするときは、その旨を甲に通知し、納品書を提出して甲の命じた職員（以下「検査職員」という。）の検査を受けなければならない。
- 2 検査職員は、前項の通知を受けた日から 10 日以内に当該物件について検査を行う。
 - 3 乙は、検査に立ち会い、検査職員の指示にしたがって物件の検査に必要な作業を行わなければならない。
 - 4 前項の場合において、乙又はその代理人が立ち会わないときは、検査職員は乙の欠席のまま検査を行うことができる。この場合には、乙は検査の結果について異議を申し立てることができない。

(所有権)

- 第 5 条 当該物件の所有権は、前条に定める検査に合格し、甲が当該物件を受領したとき又は第 9 条第 2 項の規定により減額請求した場合において、甲が当該物件の納入を認め、それを受領したときに、乙から甲に移転するものとする。
- 2 前項に定める所有権移転のとき以前に当該物件について生じた損害は、甲の故意又は重大な過失による場合のほか、すべて乙の負担とする。
 - 3 物件の引き渡しに要する経費はすべて乙の負担とする。

(損失負担)

- 第 6 条 乙は、物件の納入について甲に損害を与えたときは、直ちに甲に報告をし、損害を賠償しなければならない。
- 2 乙は、物件の納入について第三者に損害を与えたときは、直ちに甲に報告をし、乙の負担において賠償するものとする。ただし、その損害の発生が甲の責に帰すべき事由によるときはその限度内において甲の負担とする。
 - 3 乙は、乙の責に帰さない事由による損害については、第 1 項又は第 2 項の規定による賠償の責を負わない。

(代金の請求及び支払)

- 第 7 条 乙は、物件の引き渡しを完了したときは、書面をもって甲に代金支払いの請求をする。
- 2 甲は、乙が提出する適法な支払請求書を受理した日から 30 日以内（以下「約定期間」という。）に請求金額を乙に支払わなければならない。ただし、受理した支払請求書が不当のため、乙に返送した場合には、甲がその返送した日から乙の適法な支払請求書を受理した日までの期間は、これを約定期間に算入しない。

(支払遅延利息)

- 第8条 乙は、甲が約定期間に代金を支払わないときは、甲に対し、遅延利息を請求することができる。
- 2 前項の遅延利息は、遅延日数1日につき政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項に規定する率で計算した額とする。ただし、遅延利息の額が100円未満であるときは、甲は前項の規定にかかわらず、遅延利息を支払うことを要しない。また、100円未満の端数については、その端数を切り捨てるものとする。
- 3 第1項及び第2項の場合において、支払遅延が天災地変等やむをえない理由によるときは、当該理由の継続する期間はこれを約定期間に算入せず、また、遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。

(契約不適合責任)

- 第9条 納入された物件が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しない（以下「契約不適合」という。）場合は、甲は、自らの選択により、乙に対し本物件の修補、代替物の引渡しによる履行の追完（以下単に「履行の追完」という。）を請求することができる。ただし、乙は、甲に不相当な負担を課するものでないときは、甲が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。
- 2 前項に規定する場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。
- (1) 履行の追完が不能であるとき。
- (2) 乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、甲がこの項の催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。
- 3 甲が、物件の履行の追完を請求した場合で、履行の追完期間中物件を使用できなかったときは、甲は、当該履行の追完期間に応じて第3条第2項の規定に準じて計算した金額を乙に対し請求することができる。
- 4 甲は、第1項に規定する契約不適合が重大と認める場合又は乙が第1項に規定する甲の請求に応じない場合、この契約を解除することができる。この場合において、乙は甲に対し、第12条第1項の規定による違約金を支払うものとする。ただし、甲は返還すべき物件が既にその用に供せられていたとしても、これにより受けた利益を返還しないものとする。
- 5 甲は、第1項に規定する契約不適合により生じた直接及び間接の損害について、乙に対してその賠償を請求することができる。ただし、第12条第1項の規定による違約金が生じたときは、同条第3項の規定を適用するものとする。
- 6 甲は、物件の種類又は品質に関する契約不適合が発見された場合は、発見後1年以内に乙に対して通知するものとする。
- 7 第1項の規定に基づく成果物の履行の追完の義務の履行については、性質の許す限り、この契約の各条項を準用する。
- 8 第1項の規定に基づき履行の追完がされ、再度引き渡された物件に、なお本条の規定を準用する。

9 履行の追完に必要な一切の費用は、乙の負担とする。

(契約の変更)

第10条 甲は、乙が物件を完納しない間において必要がある場合には、その数量、納入場所又は納入期限を変更することができる。この場合において、契約金額を変更する必要があるときは、甲乙協議して定めるものとする。

2 前項の場合において、乙が損害を受けたときは、乙はその損害を請求することができる。賠償額は甲乙協議して定めるものとする。

(甲の催告による解除権)

第11条 甲は、乙が次の各号の一に該当する場合において、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がその契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 乙が納入期限までに、物件を納入しなかったとき又は納入できないことが客観的に明らかなとき。
- (2) 物件が第4条の規定による検査に合格しなかったとき。
- (3) 第9条第4項に該当するとき。
- (4) 前3号に定めるもののほか、乙がこの契約のいずれかの条項に違反したとき。
- (5) この契約の履行に関し、乙又はその代理人、使用人に不正又は不誠実な行為があったとき。

(甲の催告によらない解除権)

第11条の2 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに契約の解除をすることができる。

- (1) 債務の全部の履行が不能であるとき。
 - (2) 乙がその債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表明したとき。
 - (3) 債務の一部の履行が不能である場合又は乙がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
 - (4) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的に達することができない場合において、乙が履行をしないでその時期を経過したとき。
 - (5) 乙に破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の申立てがあるなど、経営状態が著しく不健全と認められるとき。
 - (6) 乙が、制限行為能力者となり又は居所不明になったとき。
 - (7) 前各号に掲げる場合のほか、乙がその債務の履行をせず、乙が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- 2 次に掲げる場合には、甲は、前条の催告をすることなく、直ちに契約の一部を解除することができる。
- (1) 債務の一部の履行が不能であるとき。
 - (2) 乙がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(甲の責めに帰すべき事由による場合)

第11条の3 債務の不履行が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、甲は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(甲の任意解除権)

第 11 条の 4 甲は、第 11 条又は第 11 条の 2 に定める場合のほか、甲の都合により必要がある場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。この場合、甲は乙に対して契約の解除前に発生した乙の損害を賠償するものとする。

(甲の損害賠償請求等)

第 11 条の 5 甲は、第 9 条第 5 項に規定する場合のほか、乙がその債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるときは、甲は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、その債務の不履行が契約その他の債務の発生原因及び取引上の社会通念に照らして乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

2 前項の規定により損害賠償の請求をすることができる場合において、甲は、次に掲げるときは、債務の履行に代わる損害賠償の請求をすることができる。

- (1) 債務の履行が不能であるとき。
- (2) 乙がその債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 債務が契約によって生じたものである場合において、その契約が解除され、又は債務の不履行による契約の解除権が発生したとき。

(違約金)

第 12 条 乙は、第 11 条又は第 11 条の 2 の規定により、この契約の全部又は一部を甲により解除された場合は、違約金として解除部分に対する金額の 100 分の 10 に相当する金額を甲に対して支払うものとする。ただし、その金額が 100 円未満であるときは、この限りではない。

2 前項の規定による違約金のほかに、第 3 条第 2 項の規定による延滞金が生じているときは、乙は甲に対し当該延滞金を併せて支払うものとする。

3 第 1 項の規定は、甲に生じた直接及び間接の損害の額が、違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき、賠償を請求することを妨げないものとする。

(乙の解除権)

第 13 条 乙は、甲がその責めに帰すべき事由により、契約上の義務に違反した場合においては、相当の期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行がないときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

2 前項の規定は、乙に生じた実際の損害につき、賠償を請求することを妨げない。

3 前項の規定による損害賠償の請求は、解除の日から 30 日以内に書面により行うものとする。

(談合等の不正行為に係る解除)

第 14 条 甲は、この契約に関し、乙が次の各号の一に該当するときは、何らの催告を要せず、契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 7 条若しくは第 8 条の 2 （同法第 8 条第 1 号又は第 2 号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第 7

条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金納付命令を行ったとき又は同法第7条の4第7項若しくは第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(2) 乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき。

2 乙は、この契約に関して、乙又は乙の代理人が前項各号に該当した場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を甲に提出しなければならない。

(談合等の不正行為に係る違約金)

第15条 乙は、この契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が前条により契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

(1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条又は第8条の2（同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

(2) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

(3) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条の4第7項又は第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(4) 乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）に係る刑法第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

2 乙は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ次の各号の一に該当するときは、前項の契約金額の100分の10に相当する額のほか、契約金額の100分の5に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

(1) 前項第2号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第7条の3第1項の規定の適用があるとき。

(2) 前項第4号に規定する刑に係る確定判決において、乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

(3) 乙が甲に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。

3 乙は、契約の履行を理由として、第1項及び第2項の違約金を免れることができない。

4 第1項及び第2項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げるものではない。

(相殺等)

第16条 甲が乙に対して、この契約に基づく延滞金、違約金又は賠償金に関し金銭債権を有するときは、これと乙が甲に対し、この契約に基づいて有する支払代金額の金銭債権とを相殺することができる。

2 乙がこの契約に基づく延滞金、違約金又は賠償金を、甲の指定する期限までに納付しないときは、甲

は、乙から遅滞日数 1 日につき民法第 404 条第 4 項に規定する各期における法定利率を乗じて計算した遅滞金を徴収する。

(秘密の保持)

第 17 条 乙は、この契約の実施に際して知り得た相手方の秘密をこの契約の終了後においても、第三者に漏らし、又はほかの目的に利用してはならない。

(権利義務の譲渡等)

第 18 条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を書面による甲の承諾を得ずに第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会法（昭和 28 年法律第 196 号）に基づき設立された信用保証協会、資産の流動化に関する法律（平成 10 年法律第 105 号）第 2 条第 3 項に規定する特定目的会社、信託業法（平成 16 年法律第 154 号）第 2 条第 2 項に規定する信託会社又は中小企業信用保険法施行令（昭和 25 年政令第 350 号）第 1 条の 3 に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合にあっては、この限りではない。

- 2 乙がこの契約により行うこととされたすべての給付を完了する前に、前項ただし書に基づいて売掛債権の譲渡を行い、甲に対して民法（明治 29 年法律第 89 号）第 467 条又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成 10 年法律第 104 号。以下「債権譲渡特例法」という。）第 4 条第 2 項に規定する通知又は承諾の依頼を行った場合にあっては、甲は、乙に対して有する請求債権について、譲渡対象債権金額と相殺し、又は、譲渡対象債権金額を軽減する権利その他一切の抗弁権を保留する。
- 3 前項の場合において、譲受人が甲に対して債権譲渡特例法第 4 条第 2 項に規定する通知又は民法第 467 条若しくは同項に規定する承諾の依頼を行った場合についても同様とする。
- 4 第 1 項ただし書に基づいて乙が第三者に売掛債権の譲渡を行った場合においては、甲が行う弁済の効力は、甲が予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 42 条の 2 に基づき、センター支出官に対して支出の決定の通知を行った時点で生ずるものとする。

(属性要件に基づく契約解除)

第 19 条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（乙が個人である場合にはその者、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくはその営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、乙が団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不當に利用するなどしていると認

められるとき。

(5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(行為要件に基づく契約解除)

第20条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第21条 乙は、第19条及び第20条の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約するものとする。

(損害賠償)

第22条 甲は、第19条及び第20条の規定によりこの契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 乙は、甲が第19条及び第20条の規定によりこの契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第23条 乙は、自らが、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力をを行うものとする。

(契約に関する紛争の解決)

第24条 この契約に関し、甲と乙との間に紛争を生じたときは、甲乙協議の上、一致して指名する者に調停を依頼するものとする。

(その他)

第25条 この契約書に定めない事項については、必要に応じて甲乙協議の上、定めるものとする。

以上の契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 石川県河北郡内灘町字大学1丁目2番地1

分任支出負担行為担当官

北陸農政局河北潟周辺農地防災事業所長

原田 正人

乙